

## 1 - 2 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

### (1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理事長	飛鳥 久範	県所管部課名	商工労働部 むつ小川原振興課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	1名	
	監事	3名	名	
	職員数	5名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入 6,167,737千円	当期支出 6,153,910千円	(その他参考) 収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。	
	(うち事業費 833,215千円)	当期収支差額 13,827千円		

### (2) 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄附金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に財団の事業は基本財産10,000千円(県出捐金)、基金5,000,000千円(電気事業連合会からの寄附金)、借入金5,000,000千円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

### (3) 課題と点検評価

#### ア 役割

現在、当法人は主に財産運用から生ずる果実により実施されている「地域・産業プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」という。)及び電気事業連合会からの毎年度の寄附金を財源として実施されている「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」(以下「特別対策事業」という。)の2つの助成事業を行っており、その助成はむつ小川原開発地域だけにとどまらず、県内各地の地域振興及び産業振興のための取組に幅広く活用されている。

ここ数年の事業費の実績を見ても、プロジェクト支援事業では毎年度250,000千円程度が市町

村、地域団体及び産業団体等に助成され、また、特別対策事業では平成20年度までの期間限定事業とはいえ、これまで毎年度600,000千円程度が市町村に助成されており、当法人が本県の地域振興及び産業振興において果たす役割は非常に大きい。

#### イ 経営状況

当法人の経営は、最近の低金利を反映し運用財産収入が減少していることから、10,000,000千円の資金の運用については、資金計画を策定し、安定的かつ有利な運用を維持するため、金融機関からアドバイスを受けている等の報告があった。

平成21年度以降未定となっている特別対策事業については、当該事業は平成6年度から5年限りとして3回実施されている事業であり、もともと当法人の経常的事业ではないことから、当該事業がなくなっても当法人の経営への影響は少ないとの見方もあるが、特別対策事業が廃止された場合、特別対策事業の実施に伴い日本原燃(株)より交付されていた事務費もなくなることとなり、相当額については運用財産の利息収入に頼ることとなることから、助成事業を行う上である程度影響があると予想される。

#### ウ 業務執行状況

当法人の事業は、助成事業の実施により間接的に県内各地の地域振興及び産業振興を図るというものであることから、県民及び資金を拠出している電気事業連合会等から助成の有効性に疑問を持たれぬよう、その効果について留意する必要がある。

こうしたことから、当法人はフォローアップの強化を目標として掲げており、平成16年度には実施事業のうち、助成金額が多額で、かつ産業振興のウエイトが高い事業についてフォローアップを実施したところである。このため、昨年度、同委員会から「本法人は、フォローアップの充実をさらに図り、本法人の事業活動が経済活性化と雇用創出に一層繋がっていくことを望む」との一定の評価を受けているものである。

今年度、当委員会はフォローアップの充実という観点から、当法人のフォローアップの実施状況を点検評価したところ、当法人が現在行っているフォローアップは、事後であるものについては、結果的に現地を視察して感想を述べる程度に留まらざるを得ないものもあり、実効性が疑われるものも見受けられた。これについて当法人は、フォローアップに定義や基準を設け、フォローアップにおける当法人の権限を明確にすることで、実効性のあるフォローアップとするため、プロジェクト支援事業助成金交付要綱の中に、事業実施年度における9月現在の実施状況並びに事業完了年度から2年間における達成状況(事業の成果、地域振興や産業振興への貢献状況等)の報告規定を明文化することとし、平成17年10月3日付けで当該要綱を一部改正し、事業効果を検証することとしたところである。

更に、当委員会はプロジェクト支援事業の質的向上についての点検評価も行った。当法人は、平成18年度の当該事業の採択に向けて、採択基準及び採択方法についての見直しを行っており、採択基準に新たに次の4項目が加わった。

##### 新採択基準(要約)

県が策定した「生活創造推進プラン」をはじめとする県の施策に呼応した事業を優先すること

地域の雇用に結びつくこと期待される事業を優先すること

期待される成果、効果、目標が数値化できる事業を優先すること

パンフレット、ポスター、銘版等に、何らかの形で具体的に、当法人から支援を受けている旨を明記すること

また、採択方法については、総合的かつ専門的な意見・助言を得るため、プロジェクト支援事業検討委員会を本年度設置したところである。

このように、当法人は現状のフォローアップの不備を認識し、その改善に努めているほか、プロジェクト支援事業の質的向上に関してその対策を講じようとしていることが確認できた。

平成16年12月に改定された行政改革大綱の中の「公社等の経営改革」に関する項目を見ると人員体制等の見直しとして、「公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引揚げること」とされている。

当法人には常勤職員3名中2名の県派遣職員がおり、県の施策を踏まえた事業採択をする場合等、助成事業を効果的に実施するためには必要であることも否定できないが、事業採択のための委員会設置や、今後、当法人が有効な助成事業を行っていく上で重視するコンサルティング業務、フォローアップの充実等の業務内容の専門性を考慮すると、それを専門的な立場で実施するための職員の必要性が高まるのではないかとの印象を受けた。その場合、現在の県職員の派遣の見直しを含め、職員構成の検討が課題となる。

#### (4) 当法人に対する提言

当法人の県内各地における地域振興及び産業振興に果たす役割の大きさに鑑み、今後、更に効果的な助成事業を展開していただくため、当委員会は次のとおり提言する。

##### ア 助成金額の上限の見直しと弾力的運用

平成18年度からのプロジェクト支援事業の採択にあたり、採択基準及び採択方法についての見直しを行っているが、助成事業を更に効果的に実施するためには、事業の選択と助成の集中を弾力的に行い、事業にメリハリを付け、必要などころには適切な投資を行っていくことが必要と考えられるので、助成金額の上限(原則1件当たり200万円)の見直しについても検討すること。

##### イ フォローアップの目的及び基準の明確化

助成事業のフォローアップの強化に取り組んでいることは評価できるが、その実施に当たっては今般自ら設置した外部の委員会を十分活用し、専門的な見地から目的を明確にし、基準を定めて実施すること。

最後に、県内の地域振興及び産業振興を行っている他団体等と連携すれば、当該団体の持つ情報等を活用することで、より効果的な事業展開も可能となるのではないかと考えている。更に事業連携に留まらず他の組織・団体との統合に進むならば、管理費の削減、職員の流動化等が図られ、専門的な業務を行う職員を採用することも可能となるのではないかと考えている。従って、将来的には類似組織・団体との統合も一定の視野に入れておくことが望ましい。

